

2009年11月13日 全5頁

トービン税（金融取引税）とは何か

制度調査部
是枝 俊悟

様々な目的で導入が検討されている

[要約]

- 2009年11月7日、ブラウン英首相は、国際的な金融機関の破綻に備える仕組みとしてG20財務相・中央銀行総裁会議において、金融取引税の導入を検討するよう提唱した。
- トービン税（金融取引税、通貨取引税などと呼ばれることもある）は、国際的な通貨の取引に対して低率の税をかける仕組みであり、米国の経済学者ジェームズ・トービン氏が考案した仕組みである。トービン氏の考案では、トービン税の目的は「民間金融資本の国際的可動性を減少させることで、為替相場を安定させ、それゆえ各国経済政策に自律性を取り戻す」ことであった。
- その後、経済状況の変動や各方面からの議論を経て、現在では（1）金融危機対策の費用を賄う目的、（2）通貨に対する過剰な投機によって引き起こされる通貨危機を防ぐ目的、（3）発展途上国などの発展支援の財源を賄う目的、など様々な観点から導入に向けた提案がされている。
- なお、2009年10月20日からブラジルにて復活した「金融取引税」は、自国（ブラジル）に対する過度な資本流入を防ぐ目的で導入されているものであり、一般的にいわれる「トービン税」とは異なる概念の税である。

1. ブラウン英首相の提唱とG20、EUでの議論

○2009年11月7日、ブラウン英首相は、20か国財務大臣・中央銀行総裁会議（以下、G20会議）において、「金融取引課税（通称トービン税）などG20で国際的な仕組みを考えるべきだ」¹と述べた。ブラウン英首相の提唱したトービン税のスキームは、平時より金融機関が負担する税で金融危機時の金融機関の破綻処理の費用を賄う仕組みである²。

○だが、G20会議終了後の記者会見で、日本の野田桂彦副財務相が「いろいろ難しい点もある」³、米国のガイトナー財務長官が「指示する準備はできていない」⁴などと日米は慎重な姿勢を示したと報じられている。結果として、「20か国財務大臣・中央銀行総裁会議声明」にはトービン税導入の検討は盛り込まれなかった。

¹ 2009年11月8日付日本経済新聞朝刊3面より

² 後述するが、「トービン税」といっても様々なスキームが考案されており、ブラウン英首相の提唱はその1類型である

³ 2009年11月10日付毎日新聞朝刊4面より

⁴ 2009年11月10日付毎日新聞朝刊4面より

- しかしながら、EUはトービン税の導入を検討する見通しとなっており、11月11日付日本経済新聞夕刊2面には、『将来の金融機関の破綻処理費用を金融業界に用意させる目的で、フランスのラガルド財務相は「可能性を追求すべきだ』と同調。スペインのサルガド財務相も『環境税と同じ汚染者負担だ』と支持を示唆した』と報じられた。
- トービン税の導入については、G20会議で検討するまでには至っていないものの、EUで導入に向けた検討の動きがあり、導入に向けて議論が活性化してきている。

2. トービン税とは何か

- トービン税は米国の経済学者、ジェームズ・トービン氏が1972年に考案した、国際的な通貨の取引に対して低率の税をかける仕組みである⁵。トービン税については、金融取引税、通貨取引税、国際連帯税などと呼ばれることもある。
- トービン氏の当初の提案では「民間金融資本の国際的可動性を減少させることで、為替相場を安定させ、それゆえ各国経済政策に自律性を取り戻すこと」⁶を目的として国際的な通貨の取引に対して取引額の1%程度の税を課すものであった。
- 国際的な通貨の取引に低率の税を課すことにより、通貨に対する取引（投機）額を減らすことができれば、為替相場の変動は緩やかなものとなり、各国の貿易や雇用政策などが運営しやすくなると考えるものである。
- なお、トービン税は「利益」に対して課税する金融所得課税の考え方とは異なり、日本においてかつて導入されていた有価証券取引税のような「取引額」に対して課税する考え方である。
- 現在では、1972年当時よりも、国際的な通貨の取引額は大きく拡大しており、また、通貨取引の流動性を過度に縮小させない水準としてのトービン税の税率も1%という水準は現在では非現実的となっているなど、トービン氏の当初のスキームの導入は実態に沿わないものとなっている。
- しかしながら、トービン税の理論が通貨の過剰な取引を抑制しうることや、トービン税の導入によって得られる税収を、金融危機対策の費用に充てる、途上国支援の財源に充てることなどから、トービン氏の当初の提案にスキーム上の改善を加えた上で、様々な方面から導入が検討されている。

3. トービン税導入における各種の目的意識

(1) 金融危機対策の費用を賄う目的

- 英ブラウン首相は、平時より金融機関が負担する税で金融危機時の金融機関の破綻処理の費用を賄う仕組みとしてのトービン税導入の検討を提唱した。

⁵ 初出は、James Tobin(1974), “The New Economics: One Decade Older, The Janeway Lectures at Princeton University”pp. 83-93、である。1972年の講演内容が、1974年に出版されている。

⁶ 「トービン税入門—新自由主義的グローバリゼーションに対抗するための国際戦略」13ページより。(著：Bruno Jetin、

- これは、金融危機が起きた際には、（税金を財源とする）公的資金を用いて金融機関の破綻処理を行うことになり、金融機関が金融危機のコストを負担していないという考え方が背景にあるものと考えられる。
- 英ブラウン首相は「（好調時は）少数の金融機関が利益を享受し、破綻時の損失は国民が負担するのは許容できない」⁷と述べている。これは、国際的な通貨の取引に対して低率の税を課すトービン税を導入すれば、通貨の取引を行う金融機関から（取引額に応じて）ある程度公平に税収を集めることができ⁸、その財源を金融危機発生時の金融機関の破綻処理の費用に充てるならば、納税者の理解を得やすいという論理であろう。
- しかしながら、この場合、1 カ国だけで導入しても、その国の金融機関等を利用した取引が回避されるなど、競争力の低下になりかねず、EUやG20など主要国間で共通の枠組みを設けなければ効果的な導入は難しい。また、得られた税収を各国でプールするのか、新たな国際機関がプールすることにするのか、プールされた基金を金融機関の破綻処理に用いる際の基準はどのようにするのかなどが検討すべき課題となる。

（2）通貨に対する過剰な投機によって引き起こされる通貨危機を防ぐ目的

- トービン税導入に向けて現在議論されている目的意識には、「通貨に対する過剰な投機によって引き起こされる通貨危機を防ぐ目的」もある。
- ドイツの経済学者、パウル・シュパーン氏は1995年に発表した論文にて⁹、トービン税の税率を、平時と通貨危機時で2段階の税率を設定し、通貨危機を防止する二段階課税を提唱した。
- 二段階課税とは、例えば、米ドルと新興国通貨Xの通貨に対して、通常取引が行われているときには、通貨取引に対する税率を0.01%（通常税率）、通貨が激しく変動した危機時には税率を80%（危機時の税率）とするなどの2段階の税率を設定する。
- 通常税率は税収を得ること及び、危機時に備え取引を捕捉することを目的として、流動性に大きな影響を与えない水準として0.01%などの低税率が設定される。
- 一方、危機時の税率は取引を実質的に禁止することを目的とした税率であり、税収を目的としたものではない。そのため、ほぼ取引額を没収してしまうような水準として例えば80%などの非常に高い税率が設定される。これは、例えばある通貨が数分の1に暴落するような危機時に税率を1%や10%に設定したとしても、その税率を払ってもなお利益をあげられる局面がある限りは、投機が収まらず通貨危機を抑止できないと考えられるからである。
- 仮に、新興国通貨Xが投機の目的を持って過剰に売り込まれる事態が発生した場合、米ドルと新興国通貨Xの取引を行う際には、取引額に対して80%の税率が適用され、米ドルと新興国通貨Xとの間での通貨取引から利益を得ることはほとんど不可能になる。よって、米ドルと新興国通貨Xの取引は実質的に中断され、為替相場の変動幅の一定範囲に収まることとなる。このため、通貨危機を防ぐことができると考えるのである。

訳：和仁 道郎），社会評論社、2006年刊。

⁷ 2009年11月8日付日本経済新聞朝刊3面より

⁸ 仮にトービン税を、通貨取引を行う金融機関から源泉税として集めたとしても、実際には取引を委託する投資家にトービン税相当額は転嫁されるものとも考えられ、金融機関が実質的に税を負担することになるのかは議論の余地がある。

⁹ Spahn, P. Bernard (1995)“ International Financial Flows and Transaction Taxes:Survey and Options”, IMF Working Papers, 95/60

- この二段階課税のスキームでトービン税を導入した場合、ある国の通貨に対する過度の投機を防止することができ、通貨危機の再発を防ぐことができると主張されている。
- しかしながら、危機時の税率を発動するための条件の整備や、危機時に金融投機だけでなく、実需の取引のために必要な通貨の取引の妨げにならないスキームをどのように構築するかなどが課題となっている。

(3) 発展途上国などの開発支援の費用を賄う目的

- その他、発展途上国などが受ける開発支援の費用を賄う目的として、トービン税の導入が提案される場合もある。
- 例えば、2000年の国連ミレニアム総会にて、「2015年までに1日1ドル未満で生活する人口の割合を1990年の水準の半数に減少させること」¹⁰などを決議したMDGs（ミレニアム開発目標）を達成するためのODAの財源としてトービン税を用いるべきという主張がある。いわゆる「国際連帯税」としてのトービン税の導入の提案である。
- また、グローバル化に反対または批判的な立場から、発展途上国や、先進国の低所得層などが金融機関等が通貨の取引（投機）を行うことによる弊害を被っているとして、グローバル化によって被害を受けた国や人々に支援を行うためにトービン税を導入すべきという主張もある。
- 発展途上国などの開発支援の費用を賄う目的でトービン税を導入する場合、税の徴収主体をどのような国や機関とするのか、また集められた税収をどのように分配するのか等が検討すべき課題となる。

4. まとめ

- 以上のように、トービン税を導入する目的や効果については、様々な方面から議論・検討がなされているが、いずれの目的で導入するにしても、導入に向けた課題は山積している。例えば、税の導入が取引の流動性にどの程度影響を与えるのか、税の徴収スキームや税率の水準をどのようにするのか、税収の使途を何にするのか、各国の連携をどうするかなどを、トービン税の導入に向けて議論を詰めていかなければならない。
- 今後、トービン税導入に向けた議論が進んでいく際には、そもそもトービン税をどのような目的意識から導入するのか、また実現に向けた課題をどのように克服していくかについて注目すべきであろう。

5. (参考) ブラジルの金融取引税について

- なお、2009年10月20日に、ブラジルにおいて金融取引税(IOF)が復活したが、これは一般的なトービン税の考え方とは異なる税である。
- ブラジルにおける金融取引税は、(ブラジルから見た)非居住者が外貨をブラジルリアルに交換してブラジルの株式や債券を購入する際に、取引額に2.0%の税を課すものである。

¹⁰ ミレニアム開発目標についての外務省ウェブサイトより。<http://www.mofa.go.jp/Mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.html>

-
- この税の設定目的は、ブラジルに対する過度な資本の流入を抑えるためとされており、上述（１）～（３）で述べたようなトービン税導入の目的とは異なるものである。
 - また、トービン税はあらゆる通貨の取引に対する決済の際に一定率の税を課すものとされており、株式や債券の投資に伴う通貨取引のみに税を課すブラジルの金融取引税は、スキームの面から見ても、トービン税とは異なる概念である。